

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定申請等) 第五条の二 法第二十一条の五の十五第一項及び法第二十四条の九第一項の規定による指定の申請並びに法第二十一条の五の十六第一項及び法第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請並びに法第二十一条の五の二十第一項及び法第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第六号の二による申請書に知事が別に定める書類を添付して行うものとする。</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定申請等の申請) 第五条の二の二 法第二十一条の五の二十第一項及び法第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第六号の二の二による申請書によつて行うものとする。</p>

別記様式第六号の二を次のように改める。

別記様式第六号の二の二を削る。

別記様式第六号の三を次のように改める。

様式第6号の3（第5条の3関係）

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障害児相談支援事業所
 変更届出書

年 月 日

広島県知事様

所在地
 申請者 名称
 代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先（以下「指定権者」という。）と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所（施設）の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス（□）に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

		事業所番号													
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設		名称													
		所在地													
サービスの種類															
変更年月日		年	月	日											
変更があった事項（該当に○）		変更の内容													
	事業所（施設）の名称	(変更前)													
	事業所（施設）の所在地														
	事業所（施設）の連絡先（電話番号）														
	申請者の名称														
	申請者の主たる事務所の所在地														
	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名														
	法人等の種類														
	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）														
	共生型サービスの該当有無														
	事業所（施設）の構造概要・平面図・設備の概要														
	利用者又は入所者の定員	(変更後)													
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
	サービス管理（提供）責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴														
	運営規程														
	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容														
	提携就労支援機関の名称														
	提供する障害福祉サービス等の種類														
	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等														
	事業実施形態（事業所の種別等）														
	従業者の勤務の体制及び勤務形態														
	その他														

（備考）

- 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)
第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請) 第二条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項の規定による申請並びに法第四十一条第一項及び法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新の申請並びに法第三十七条第一項及び法第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第一号の四による申請書に知事が別に定める書類を添付して行うものとする。</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請) 第二条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項の規定による申請並びに法第四十一条第一項及び法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新の申請は、別記様式第一号の四による指定(更新)申請書により行うものとする。</p> <p>2 法第三十七条第一項及び法第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第一号の五による指定変更申請書により行うものとする。</p>

別記様式第一号の四を次のように改める。

別記様式第一号の五を削る。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障害児相談支援事業所
 変更届出書

年 月 日

広島県知事様

所在地
 申請者 名称
 代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先（以下「指定権者」という。）と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所（施設）の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス（□）に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

		事業所番号									
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設		名称									
		所在地									
サービスの種類											
変更年月日		年	月	日							
変更があった事項（該当に○）		変更の内容									
	事業所（施設）の名称	(変更前)									
	事業所（施設）の所在地										
	事業所（施設）の連絡先（電話番号）										
	申請者の名称										
	申請者の主たる事務所の所在地										
	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
	法人等の種類										
	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）										
	共生型サービスの該当有無										
	事業所（施設）の構造概要・平面図・設備の概要										
	利用者又は入所者の定員										
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
	サービス管理（提供）責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴										
	運営規程	(変更後)									
	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容										
	提携就労支援機関の名称										
	提供する障害福祉サービス等の種類										
	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等										
	事業実施形態（事業所の種別等）										
	従業者の勤務の体制及び勤務形態										
	その他										
(備考)											

- 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定生活介護の事業に関する準用) 第十七条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十四条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定生活介護の事業に関する準用) 第十七条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十四条」と読み替えるものとする。</p>

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十八条の五 (略) (指定就労選択支援の事業に関する準用) 第二十八条の六 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条(第二項第一号を除く。)及び第十六条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第二十八条の六において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第四百四十六条の九において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第</p>	<p>第二十八条の五 (略)</p>

六十八条」とあるのは「条例第四百六十六条の九」と読み替えるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用) 第六条 第三条から第五条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第二十九条第二項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三条から第五条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第三条から第五条までの規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十七条</p>	<p>(準用) 第六条 前三条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「第二十八条第二項」とあるのは「条例第二十九条第二項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前三条の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前三条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第二十六条第二項」と読み替えるものとする。</p>

型計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、公布の日から施行する。